

評価対象			
事務事業名	緑化助成	開始年度	平成 15 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課緑化推進担当	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	都市環境の改善と生活環境の向上を図り、自然と共生できる都市を目指し、民有地の緑化に対し、助成を行います。
事業の対象	・ 区民、区内事業者（土地所有者又は、管理者） ・ 民有地、民間建築物 屋上等緑化助成：屋上3㎡以上、壁面10㎡以上の緑化。敷地面積250㎡未満の新築建物及び既存建物、敷地面積250㎡以上で竣工後5年以上の既存建物
事業の概要	建物への直射日光を防ぐ遮熱効果や、建物内の熱負荷の軽減、また緑の蒸散作用によるヒートアイランド現象の低減を目的に民間建築物の屋上緑化に対して、助成を行っています。建蔽率が高く、地上部分に緑化スペースがない敷地での緑を確保する手段として建築物の屋上緑化は有効な手段であり、貴重な緑の創出に役立ち、緑被率の向上にも寄与することから、この助成制度により屋上緑化の推進を図っています。 ※環境課が予算措置を行い、各総合支所まちづくり課まちづくり係が事業を実施しています。
根拠法令等	港区みどりを守る条例、港区屋上等緑化助成要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価							
開始当時の背景・これまでの経緯	平成15年12月…現状の街づくりの動向を踏まえ、区の緑化計画書制度における緑化基準を見直し、対象敷地を500㎡から250㎡に下げ、更に空地面積に対する割合から敷地面積に対する割合に緑化面積の基準を変え、更に、環境負荷への視点から、延床面積に対する割合を導入することにより、緑被率の向上を積極的に図ることとしました。併せて、小規模な敷地においても緑の創出を図るために、屋上緑化の助成制度を導入しました。  平成20年5月…助成限度額を40万円→500万円へ増額。						
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	◎			◎		
◎							
◎							
①事業継続の必要性	◎						
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区内の民間建築物の屋上や壁面に新たな緑化をする事業者に対し経費を助成することは、緑化を促進する動機付けとなっていることから、事業の必要性は高いと言えます。						

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成件数			指標2	緑化面積			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	10	1	10.0%	平成29年度	400	45	11.3%	平成29年度			
	平成30年度	8	3	37.5%	平成30年度	320	59	18.4%	平成30年度			
	令和元年度	5	—	—	令和元年度	200	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	近年は、年度による実績のバラつきはありますが、緑化されていない私有地の緑化を進めることができ、都市環境の改善とヒートアイランド現象の軽減に役立ち、僅かながらであるが区の緑被率の向上に繋がっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成28年度に行った第9次みどりの実態調査では、前回平成23年度の第8次調査と比較すると、港区全体で屋上緑地は6,718㎡(公1,169㎡、民5,549㎡)増加しており、このうち民間施設の増加分5,549㎡のうち1,555㎡が屋上緑化助成制度により創出された面積であることから、区の緑被率に貢献し、効果があると言えます。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	10,330	0%	0	0	0	10,330	0	0	10,330	812	8%
	平成30年度	8,150	25%	2,038	0	0	6,112	0	0	8,150	1,346	17%
	令和元年度	5,650	100%	5,650	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	建設関連資材の高騰により、屋上緑化に係る工事費用も大きく値上がりしており、助成事業の相談には来ても、工事実施までには至らないケースがあるのが実情です。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 区がイニシャルコストの一部を助成することがきっかけづくりとなり緑化の取組が進み、また民間施設対象であるため区にとってランニングコストが不要であることから効率的な事業であると言えます。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	屋上等緑化助成は、ヒートアイランド対策と緑被率の向上に繋がる新たな緑の創出を図るために、ビル化が進んだ都心港区において緑を増やす有効な手段であり、緑化政策のうちのひとつとして継続します。 現在進めている「港区緑と水の総合計画」の改定においては、緑の量の確保だけでなく、緑の質を向上させる施策の検討が必要とされ、区民が望む緑とは、質の高い緑とは、緑に求められる機能のうち何が重要か等を様々な方面から調査研究しています。これからの港区の緑化施策の方向性を検討する中で、今後の緑化助成の在り方も、検討していきます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

No 333

令和元年度 港区事務事業評価シート

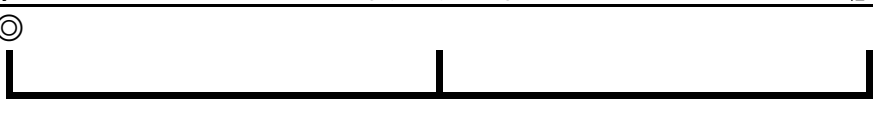
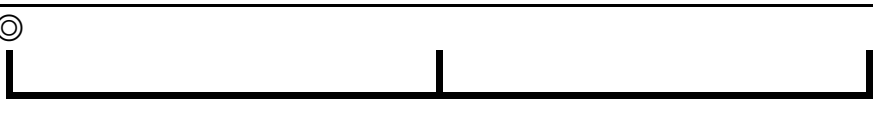
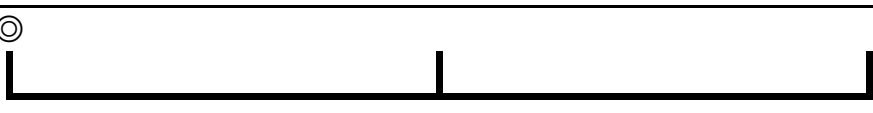
評価対象

事務事業名	みどりの活動員活動支援	開始年度	平成 22 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課緑化推進担当	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	港区みどりを守る条例第20条に基づき、区民協働によるみどりの保全及び創出を推進するため、区民や事業者などの有志等による民有緑地の維持管理や知識の普及啓発活動を支援します。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内在住、在勤、又は在学の満20歳以上の者。</li> <li>・ 個人又は団体として、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動を積極的かつ継続的に行う意思がある者。</li> </ul>
事業の概要	<p>区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として、各種活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区のみどりに関する事業への参加、協働及び情報提供活動</li> <li>・ みどりの保全及び維持管理に関する自主活動</li> <li>・ みどりの保全及び創出に関する知識の普及啓発のための自主活動</li> <li>・ みどりに関する知識及び技能の向上を目的とした研修会等への参加</li> <li>・ 連絡会議への出席及び自主活動の報告</li> </ul>
根拠法令等	港区みどりを守る条例、港区みどりの活動員等運営要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成21年に緑化協力員を廃止し、区民協働によるみどりの保全及び創出の活動を推進するため、平成22年より、みどりの活動員として、事業を開始しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 公共施設・公有地での区民協働の緑化関連活動に対する支援策としてはアドプト制度がありますが、この事業は民有地等での区民協働による緑化関連活動に対する唯一の支援策として、継続の必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	登録団体数			指標2	区事業との協働活動述べ件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度	4	4	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	5	5	100.0%	平成30年度	4	5	125.0%	平成30年度			
	令和元年度	5	—	—	令和元年度	4	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
登録団体数は横ばいであるが、各会員は、各々の活動フィールドだけでなく、区の事業にも積極的に協働し、緑化活動に取り組んでいることから、みどりの活動員としての成果は大きいと言えます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由  
(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)  
緑化に意欲のある方、又は関心の高い方の活動に対する支援は、区民意識の向上と緑化の普及啓発の観点から、効果があります。また、各会員団体の活動は、周辺の近隣区民や事業者等に認知され、時には一緒に活動へ参加する等その地域に広がりを見せており、その効果性は高いと言えます。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	60	100%	60	0	0	0	0	0	60	60	100%
	平成30年度	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	令和元年度	60	100%	60	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
必要に応じメリハリのある予算措置をしています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由  
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)  
みどりの保全創出に関する活動に必要な用具資材等の材料費や助成金などの財政的支援は3年間までと限定し、(区が行うみどりに関する事業への協力・協働は無償で参加していただき、)定められた範囲内で、きめ細かく効率的に支援を実施しています。

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
みどりの活動員は、協働によるみどりの保全及び創出のため、「港区みどりを守る条例」の中で明確に定められています。また、道路・公園等では、快適な環境づくりのために、清掃美化と花壇管理を中心にアドプト活動が区の支援を受けて、区民や事業者により行われていますが、民有地でのみどりの保全と創出に関する自主活動に対する支援は、この制度だけであり、民有地の緑化を進める仕組みのひとつとして重要であることから、継続します。  
また、このみどりの活動員は、「港区緑と水の総合計画」の中では、緑と水を育てる担い手を育成する事業として掲載されており、この計画の改定を行う中で、有識者や区民の方々のご意見を伺いながら効果的な支援策を検討していきます。

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

No 334

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	アスベスト対策	開始年度	平成 17 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当		
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境負荷の少ない都心づくりを進める		
施策名	③ 健康で安全な生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	アスベスト対策については、アスベストによる環境汚染を防止するとともに、周辺区民の安心・安全を確保することを目的として、区内に助成対象となる建築物を所有する個人又は中小企業者に対し、アスベスト含有検査及び除去費用の一部を区が負担する助成金交付業務を実施しています。
事業の対象	区内にある建築物のうち、アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用し、又は使用の疑いのある建築物を所有する個人、中小企業者又は共同住宅の管理組合の代表者
事業の概要	事業の対象となる建築物の所有者が、アスベスト対策を行う場合に検査・工事に要する費用の2分の1相当額を助成します。 ①吹付け材等のアスベスト含有検査費及び気中のアスベスト濃度検査費の助成 限度額：10万円 ②建築物のアスベスト除去等工事費の助成 限度額：戸建ての住宅：50万円、共同住宅：200万円、上記以外のもの：200万円
根拠法令等	大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (1)港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱 (2)港区アスベスト対策費助成要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	不明		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) アスベストを含む建築物の解体は令和10年をピークに増加(環境省の見解)していきと考えられており、除去に係るニーズは今後増加していくものと考えられます。また、平成30年度については、当初予算額の約2倍の申請があり、予備費充用で対応した経緯もあることから今後も事業継続の必要性は高いものと評価します。。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	検査助成件数			指標2	工事助成件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	3	0	0.0%	平成29年度	4	0	0.0%	平成29年度			
	平成30年度	3	1	33.3%	平成30年度	3	5	166.7%	平成30年度			
	令和元年度	3	—	—	令和元年度	3	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	30年度実績 【検査】1件 助成額 37,000円 【工事】5件 助成額 9,300,000円											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成30年度については、当初予算額の約2倍にあたる助成金を交付したことから、事業の目的を十分に実現できたものと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	4,800	47%	2,250	2,550	0	0	4,537	0	9,337	9,337	100%		
令和元年度	4,800	47%	2,250	2,550	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	30年度は当初予算の約2倍にあたる額の申請があり、当初予算では賄えないことから予備費充用にて対応した実績があります。また、今年度につきましても既に検査4件、工事1件の申請があります。さらに問合せを合わせるとさらに増加し、当初予算では不足することが見込まれます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 昨年度及び今年度の状況から、本事業への区民ニーズが高まっていると考えられることから、事業費は今後増加するものと考えます。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	アスベストを含む建築物の解体は令和10年をピークに増加(環境省の見解)していきと考えられており、除去に係るニーズは今後さらに増加していくものと考えられます。また、現在アスベスト除去に係る根拠法令である大気汚染防止法が改正される見込みです。この改正によって同法の規制対象が拡大されることで、建物解体に係るコストは増加し、区民及び事業者の負担が増加することが想定されるため、本事業は継続すべきと考えます。

No 335

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	環境測定調査分析	開始年度	昭和 47 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境負荷の少ない都心づくりを進める		
施策名	③ 健康で安全な生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	古川・運河の水質及びダイオキシン類について定期的に調査し、分析することにより、環境基準の達成状況の把握に努めることを目標にしています。平成25年度からは雨天時水質分析調査も行っています。これは、雨天時において雨水により下水量が増すことで芝浦水再生センターで処理され排出する水が、通常よりも処理時間の短い排水水（簡易処理水）として放流されるため、この排水水の水質への影響を調査することを目的としています。また、結果をホームページで公開することで区民及び事業者へ水質汚濁に関する啓発及び情報提供を行っています。
事業の対象	区内の古川・運河及び芝浦水再生センターからの排水水
事業の概要	<p>【古川・運河の水質調査分析】（2か月に1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古川（4か所） 狸橋、古川橋、一の橋、金杉橋</li> <li>・運河（5か所） 末広橋（芝浦運河）、藻塩橋（新芝運河）、夕凧橋（芝浦西運河）、港南大橋（京浜運河）、御楯橋（高浜運河）</li> </ul> <p>【ダイオキシン類調査】（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運河（1か所） 御楯橋（高浜運河）にて、水質調査1回、底質調査1回</li> </ul> <p>【雨天時水質分析調査】（晴天時に年1回・雨天時に年2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運河（3か所） 芝浦水再生センター本系放流口、東系放流口、御楯橋</li> </ul>
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	不明		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎	
	今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 古川・運河とも悪臭に関する苦情は常にあり、水質に対する区民の関心は高いものがあります。区が独自に水質汚濁に対しての調査・測定を行い、結果を公表することは区民の要望に応えるものです。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	古川・運河の水質環境基準の達成状況 (環境基準を達成できた回数)			指標2	ダイオキシン類の環境基準達成状況 (環境基準を達成できた回数)			指標3	晴天時・雨天時の水質達成状況 (環境基準を達成できた回数)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	54	31	57.4%	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	6	0	0.0%
平成30年度	54	31	57.4%	平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度	6	0	0.0%	
令和元年度	54	—	—	令和元年度	2	—	—	令和元年度	6	—	—	

指標から見た事業の成果  
平成30年度環境基準の達成状況  
【古川・運河の水質調査分析（環境基本法水質汚濁に係る環境基準4項目）古川及び運河の流域9箇所年6日測定を実施し、31回環境基準を達成しました。  
【ダイオキシン類調査】年1回測定を実施し、水質・低温ともに環境基準を達成しました。  
【雨天時水質調査（環境基本法水質汚濁に係る環境基準（海域）3項目）運河の流域3箇所年2日測定を実施し、環境基準の達成実績はありません。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）古川及び運河で水質調査を実施し結果を公表することで、区民が水質状況を知ることができるという点では当該事業は効果的であると評価します。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	972	100%	972	0	0	0	0	0	972	940	97%
	平成30年度	972	100%	972	0	0	0	0	0	972	940	97%
	令和元年度	972	100%	972	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
事業規模は現状を維持しますが、人件費の上昇により、事業費が増加することが懸念されます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）水質状況を把握するには、継続的に調査を行い、データを蓄積し、その傾向を把握していくことが重要であるため、当該事業の実施は必要であると考えます。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	典型七公害といわれる公害のひとつに水質汚濁があり、もし発生した場合には広域にわたって監視し、長期的に改善を行っていくことが必要不可欠です。一部で基準に達していない場所もあり、安定的な保全までには至っていません。25年度の事業内容の見直しにより、水再生センターの簡易処理水の放流の影響調査が加わり、区民ニーズに沿った効果性の高い内容へ変更されました。雨天時調査については30年度で6年目の実施となりますが、安定的な数値が得られず、今後も傾向をつかむため引き続き調査して必要があります。環境の保全、向上は安心して生活したいという区民の願いであり、水質調査は公共性の高い事業として継続し、都への働きかけにつながるよう、データ収集及び結果の公表を引き続き行っていくことは非常に重要です。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	



No 336

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	台場水質調査	開始年度	平成 26 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	① 緑と水のネットワークの形成		

事業概要

事業の目的	区はお台場海浜公園において、お台場海水浴や環境学習など、海にかかわる様々な事業を行っており、平成26年度からは、お台場海浜公園内海域での水質調査を開始しました。調査は定期及び夏季の事業等に合わせて行っており、水質汚濁に係る環境基準や水浴場水質判定基準(お台場海浜公園は現在水浴場ではないため参考値)の達成状況をホームページにて公開することで、区民へ積極的に水質状況の情報提供を行っています。
事業の対象	お台場海浜公園周辺海域
事業の概要	<p>【環境基準調査】(5、7、9、11、1、3月に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域2か所 区立お台場レインボー公園前先海域、台場駅前先海域</li> </ul> <p>【水浴浄水質判定基準調査】(5、7、8、9月に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水際3か所 お台場学園前水際、都営台場一丁目アパート1号棟前水際、区立台場保育園前水際</li> </ul> <p>※各1日につき午前と午後で2回採水</p> <p>【雨天時調査】(年間1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記計5か所</li> </ul> <p>※雨天状況により実施時期不定</p>
根拠法令等	環境基本法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	お台場海浜公園は区民だけでなく様々な人にとっての憩いの場であるほか、区の事業も多く開催されることから、水質についての問合せが多く寄せられます。また、お台場の海域は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるトライアスロンやマラソンスイミング競技の予定地にもなっております。これらの水質情報を提供するため、年間を通して調査していくことが必要です。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 水質に関する問い合わせが多く寄せられており、区として調査分析を続けていく必要性があります。お台場海浜公園の水質については区民の関心が高く、区独自で水質調査を行うことは、区民の要望に応えるものであるため事業を継続する必要があると考えます。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	環境基準の達成状況 (環境基準を確認できた回数)			指標2	水浴場水質判定基準水質達成状況 (水質C以上を確認できた回数)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	10	8	80.0%	平成29年度	12	4	33.3%	平成29年度			
	平成30年度	12	10	83.3%	平成30年度	12	6	50.0%	平成30年度			
	令和元年度	12	—	—	令和元年度	12	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
 平成30年度の達成状況  
 【環境基準(環境基本法水質汚濁に係る環境基準3項目)】  
 お台場海浜公園先海域2箇所にて年5日測定し、のべ10日環境基準を達成した。  
 【水浴場水質判定基準(4項目)】  
 お台場海浜公園水際3箇所にて年4日測定し、水浴場水質判定基準の水質C以上を6回達成した。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

②事業の効果性	◎		
---------	---	--	--

②事業の効果性評価の理由  
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)  
 お台場海浜公園で水質調査を実施し結果を公表することで、区民が水質状況を知ることができるという点では当該事業は効果的であると評価します。

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	2,312	100%	2,312	0	0	0	0	0	2,312	2,258
	平成30年度	2,808	100%	2,808	0	0	0	0	0	2,808	2,441	87%
	令和元年度	2,640	100%	2,640	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 事業規模は現状を維持しますが、人件費の上昇により、事業費が増加することが懸念されます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

③事業の効率性	◎		
---------	---	--	--

③事業の効率性評価の理由  
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)  
 水質状況を把握するには、継続的に調査を行い、データを蓄積し、その傾向を把握していくことが重要であるため、当該事業の実施は必要であると考えます。

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
 ・「拡充」：レベルアップ  
 ・「継続」：現状維持  
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
 ・「統合」：他事業と統合  
 お台場海浜公園では区の事業だけでなく、日本トライアスロン選手権等の様々なイベントも行われており、水質に対する関心は高くなっています。測定日によっては環境基準を満たさない日もあり、雨天後の調査では水質が悪化する傾向にあります。水質の悪化は上流域を含む広域での対策が不可欠であるため、継続して水質調査を行い、その傾向を把握していくことが非常に重要であることから、当該事業は継続する必要があると考えます。